

「重要事項説明書」

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」第 1 の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ソレイユ
代表者氏名	代表取締役 亀田 康彦
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目 10 番 1 号 ☎06-6626-9501 FAX06-6626-9502
法人設立年月日	平成 26 年 7 月 14 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ひかりあ訪問看護ステーション
事業所番号	2762390199
事業所所在地	〒545-0052 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目 10 番 1 号 あべのベルタ業務棟 6002 号
連絡先 相談担当者名	☎ 06-6626-9501 FAX 06-6626-9502 相談担当者：亀田 康彦
事業所の通常の 事業実施地域	主に大阪市阿倍野区、大阪市西成区、大阪市東住吉区、大阪市天王寺区、大阪市北区、大阪市城東区、大阪市生野区、堺市堺区、八尾市、東大阪市、守口市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ソレイユが設置するひかりあ訪問看護ステーション(以下事業者/事業所という)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業の適正な運営事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	①事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 ②利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ④事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ⑤指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 ⑥前 5 項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 3 月 4 日大阪市条例第 26 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 土・日・祝と 12/30～1/3 までを除く
営 業 時 間	午前 9 時～午後 6 時
サービス提供可能な時間帯	午前 9 時～午後 5 時 (利用者の希望や状態により変更する場合があります。)

※緊急時訪問看護加算にご契約の利用者様は 24 時間の訪問看護対応をさせていただきます。(夜間に訪問看護を実施した場合には別途利用料が発生します。尚、電話対応のみの場合、別途料金は発生いたしません。) 事業所番号①06-6626-9501 ①の電話で不在の時には管理者電話に自動転送されますのでそのまましばらくお待ちください。

(4) 事業所の職員体制

管理者	亀田 康彦
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護(指定予防訪問看護)が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤 4 名 (管理者含む)
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 5 名 管理者含む 非常勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに当事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額			
			1 割	2 割	3 割	
昼 間 （ 8 時 ～ 18 時 ）						
20 分 未満 （314 単位）	看護師による場合	3,491 円	350 円	699 円	1,048 円	
20 分 未満 （283 単位）	准看護師による場合	3,146 円	315 円	630 円	944 円	
30 分 未満 （471 単位）	看護師による場合	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円	
30 分 未満 （424 単位）	准看護師による場合	4,714 円	472 円	943 円	1,415 円	
30 分 以上 （823 単位）	看護師による場合	9,151 円	916 円	1,831 円	2,746 円	
1 時間 未満 （741 単位）	准看護師による場合	8,239 円	824 円	1,648 円	2,472 円	
1 時間 以上 （1,128 単位）	看護師による場合	12,543 円	1,255 円	2,509 円	3,763 円	
1 時間 30 分未満 （1,015 単位）	准看護師による場合	11,286 円	1,129 円	2,258 円	3,386 円	
早朝（ 6 時 ～ 8 時 ）、 夜間（ 18 時 ～ 22 時 ） 25%加算						
20 分 未満 （393 単位）	看護師による場合	4,370 円	437 円	874 円	1,311 円	
20 分 未満 （354 単位）	准看護師による場合	3,936 円	394 円	788 円	1,181 円	
30 分 未満 （589 単位）	看護師による場合	6,549 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
30 分 未満 （530 単位）	准看護師による場合	5,893 円	590 円	1,179 円	1,768 円	
30 分 以上 （1,029 単位）	看護師による場合	11,442 円	1,145 円	2,289 円	3,433 円	
1 時間 未満 （926 単位）	准看護師による場合	10,297 円	1,030 円	2,060 円	3,090 円	

1 時間 以上 (1,410 単位)	看護師による場合	15,679 円	1,568 円	3,136 円	4,704 円
1 時間 30 分 未満 (1,269 単位)	准看護師による場合	14,111 円	1,412 円	2,823 円	4,234 円
深 夜 (22 時 ～ 6 時) 50%加算					
20 分 未満 (471 単位)	看護師による場合	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
20 分 未満 (425 単位)	准看護師による場合	4,726 円	473 円	946 円	1,418 円
30 分 未満 (707 単位)	看護師による場合	7,861 円	787 円	1,573 円	2,359 円
30 分 未満 (636 単位)	准看護師による場合	7,072 円	708 円	1,415 円	2,122 円
30 分 以上 (1,235 単位)	看護師による場合	13,733 円	1,374 円	2,747 円	4,120 円
1 時間 未満 (1,112 単位)	准看護師による場合	12,365 円	1,237 円	2,473 円	3,710 円
1 時間 以上 (1,692 単位)	看護師による場合	18,815 円	1,882 円	3,763 円	5,645 円
1 時間 30 分 未満 (1,523 単位)	准看護師による場合	16,935 円	1,694 円	3,387 円	5,081 円

※利用料計算について→1 単位＝11.12 円(小数点以下四捨五入)の計算となります。

※同一建物減算(10%減算)でのご負担額は単位数×0.9(90%)×11.12 円×1 割～3 割となります。

ご負担割合についてはお手持ちの介護保険負担割合証をご確認ください。

※生活保護を受給されている方は介護券発行の後に自己負担は発生いたしません。

(加算項目について)

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1 割	2 割	3 割	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (訪問看護ステーション) (6 0 0 単 位)	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円	1 月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (病 院 又 は 診 療 所) (3 2 5 単 位)	3,614 円	362 円	723 円	1,085 円	1 月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (訪問看護ステーション) (5 7 4 単 位)	6,382 円	639 円	1,277 円	1,915 円	1 月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (病 院 又 は 診 療 所) (3 1 5 単 位)	3,502 円	351 円	701 円	1,051 円	1 月につき
特 別 管 理 加 算 (Ⅰ) (5 0 0 単 位)	5,560 円	556 円	1,112 円	1,668 円	1 月につき
特 別 管 理 加 算 (Ⅱ) (2 5 0 単 位)	2,780 円	278 円	556 円	834 円	
専 門 管 理 加 算 (イ) (2 5 0 単 位)	2,780 円	278 円	556 円	834 円	1 月につき
専 門 管 理 加 算 (ロ) (2 5 0 単 位)	2,780 円	278 円	556 円	834 円	1 月につき
ターミナルケア加算 (2 5 0 0 単 位)	27,800 円	2,780 円	5,560 円	8,340 円	死亡月 1 回
遠隔死亡診断補助加算 (1 5 0 単 位)	1,668 円	167 円	334 円	501 円	死亡月 1 回
初 回 加 算 (Ⅰ) (3 5 0 単 位)	3,892 円	390 円	779 円	1,168 円	初回のみ、 1 回につき
初 回 加 算 (Ⅱ) (3 0 0 単 位)	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円	初回のみ、 1 回につき
退院時共同指導加算 (6 0 0 単 位)	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円	1 回につき

看護・介護職員連携強化加算 (2 5 0 単 位)	2,780 円	278 円	556 円	834 円	1 月につき
看護体制強化加算 (Ⅰ) (5 5 0 単 位)	6,116 円	612 円	1,224 円	1,835 円	1 月につき
看護体制強化加算 (Ⅱ) (2 0 0 単 位)	2,224 円	223 円	445 円	668 円	1 月につき
口腔連携強化加算 (5 0 単 位)	556 円	56 円	112 円	167 円	1 月につき
複数名訪問看護加算 (Ⅰ) (2 5 4 単位) (4 0 2 単位)	2,824 円	283 円	565 円	848 円	1 回につき (30 分未満)
	4,470 円	447 円	894 円	1,341 円	1 回につき (30 分以上)
複数名訪問看護加算 (Ⅱ) (2 0 1 単位) (3 1 7 単位)	2,235 円	224 円	447 円	671 円	1 回につき (30 分未満)
	3,525 円	353 円	705 円	1,058 円	1 回につき (30 分以上)
長時間訪問看護加算 (3 0 0 単 位)	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円	1 回につき

提供時間帯名	早朝 (25%加算)	夜間 (25%加算)	深夜 (50%加算)
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25、深夜の場合は、100 分の 50 に相当する単位が加算されます。

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を明し、同意を得た場合に加算します

※特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかつこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは下記にあります。

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作

業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)

<医療保険制度でご利用の場合>

※准看護師が訪問した場合は10%の減算があります。

月初めの 訪問看護料	負担割合	基本療養費 (5,550 円)	管理療養費 (7,400 円)	利用者負担額	備考
	1 割	555 円	740 円	1,295 円	
	2 割	1,110 円	1,480 円	2,590 円	
	3 割	1,665 円	2,220 円	3,885 円	
2 日目以降の 訪問看護料	負担割合	基本療養費 (5,550 円) ※1	管理療養費 (3,000 円)	利用者負担額	備考
	1 割	555 円	300 円	855 円	※1…週 4 日目以 降は 6,550 円となり ます。
	2 割	1,110 円	600 円	1,710 円	
	3 割	1,665 円	900 円	2,565 円	
公費負担医療 制度 の適応		基本療養費	管理療養費	超過・時間外休日料金	
	医療券での ご利用	負担なし	負担なし	負担なし	

その他の加算について

(単位：円/回)

加算料金	利用料		自己負担額の見安		
			1割	2割	3割
特別管理加算(重度)	1回/月	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(軽度)	1回/月	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
複数名訪問看護加算	1回/週	4,500円	400円	900円	1,350円

長時間訪問看護加算	1 回/週	5, 200 円	520 円	1, 040 円	1, 560 円
難病等複数回訪問加算 (同一建物減算の場合あり)	2 回目訪問	4, 500 円	450 円	900 円	1, 350 円
	3 回目訪問	8, 000 円	800 円	1, 600 円	2, 400 円
夜間・早朝訪問看護加算 (午後 6 時～10 時/午前 6 時～8 時)		2, 100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 (午後 10 時～午前 6 時)		4, 200 円	420 円	840 円	1, 260 円
24 時間対応体制加算	1 回/月	6, 400 円	640 円	1, 280 円	1, 920 円
訪問看護情報提供療養費	1 回/月	1, 500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア加算 1	死亡月に	25, 000 円	2, 500 円	5, 000 円	7, 500 円
緊急訪問看護加算	1 回/日	2, 650 円	265 円	530 円	795 円

※緊急訪問看護加算 2, 650 円/日において月 15 日目以降は 2, 000 円/日の算定となります。

※保険適用外料金

	時間内 (8 時～18 時)	早朝： (6 時～8 時) 夜間： (18 時～22 時)	深夜 (22 時～6 時)
平日（月～土） 30 分未満	5, 000 円	6, 300 円	7, 500 円
日・祝祭日 30 分未満	6, 300 円	7, 900 円	9, 400 円
平日（月～土） 30 分以上 60 分未満	8, 800 円	11, 100 円	13, 300 円
エンゼルケア	10, 000 円/1 提供		
120 分を超えた 訪問看護	2, 000 円/30 分毎		

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

※特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかつこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌^{かんりゅう}流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。

※主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に 20 人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が 20 人以上居住する建物を言います。

※自立支援医療受給者証をお持ちの利用者様は助成制度の適応で訪問看護を受けることが可能です。

4 その他の費用について

交通費	交通費は請求致しません	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	訪問時間までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	連絡なくご不在の場合	1 提供当り実費 100%分を請求致します。
※利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	①利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬頃に利用者宛にお届け致します。 ③下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 下記指定口座への振り込み (手数料は利用者様負担でお願い致します) 近畿大阪銀行 本店営業部 普通 0052169 (株)ソレイユ (イ) 現金支払い (ウ) 口座振替 振替日は毎月 28 日となります。 ※ お支払いの確認をしましたら、支払い方法によらず領収書を郵送致しますので必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)
--------------------------	--

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただく場合があります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	亀田 康彦
	イ 連絡先電話番号	06-6626-9501
	同ファックス番号	06-6626-9502
	ウ 受付日及び受付時間	随時対応いたします

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください

7 サービスの提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- ④サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者・担当者	管理者：亀田 康彦
-----------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

10 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。 ③また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要の場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者により病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：AIG 損害保険株式会社

保険名：賠償責任保険（企業用）

13 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定訪問看護（指定予防訪問看護）の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ①指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の求めに応じて確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ②指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17 事業継続計画の策定等

- ①感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ②感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ③感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 指定訪問看護サービスの利用料と自己負担額

訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は、3-(3)のとおりです。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ①提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しております。
- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下します。
 - ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。）

【相談及び苦情に関する相談窓口】

相談窓口：電話 06-6626-9501 FAX： 06-6626-9502
担当者：亀田 康彦

※当事業所以外に市役所、区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【事業者の窓口】 ひかりあ訪問看護ステーション	大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ業務棟6002号 ☎ 06-6626-9501 FAX 06-6626-9502
【区役所の窓口】 阿倍野区役所 保健福祉課	大阪市阿倍野区文の里1-1-40 ☎ 06-6622-9857 FAX:06-6629-1349
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内 ☎ 06-6949-5418
【市役所（保険者）の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 （指定・指導グループ）	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 ☎ : 06-6241-6310 FAX:06-6241-6608

- 21 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表します

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目 10 番 1 号		
	法人名	株式会社ソレイユ		
	代表者名	代表取締役	亀田 康彦	印
	事業所名	ひかりあ訪問看護ステーション		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	氏 名	印		
	住 所			

代理人	氏 名	印		
	住 所			